

自己点検表

各点検項目について確認した結果を「点検結果」の □ に ✓ チェックし、不適の場合はその事由等を記載してください。

事業所名()

○集団指導

※根拠

＞介護保険施設等の指導監督について(令和4年3月31日付老発0331第6号、厚生労働省老健局長通知、別添1「介護保険施設等指導指針」)

点検項目	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法、その他
		適	不適	
集団指導	<p>本市が実施する集団指導に出席等していますか。</p> <p>＜過去2年の出席状況＞ 令和 年度・・・(出席・欠席) 令和 年度・・・(出席・欠席)</p> <p>※「欠席」したことがある場合は、右側の「不適」の場合の事由等の欄に「欠席」した理由を記載してください。</p> <p>＞集団指導の内容は参加者が参加する意味のあるものとなるように、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容、高齢者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等を中心としたカリキュラムとすることから、本市は集団指導への参加を重要であるものと考えています。</p> <p>＞集団指導を欠席した場合、当日の資料には掲載のない情報も含め貴重な伝達の機会が失われることから、欠席した事業所については、次回集団指導は、必ず出席してください。</p>	□	□	

○(介護予防)訪問看護

(定義及び基本方針、人員、設備、運営の基準)

※根拠

＞介護保険法(以下「法」という。)

＞鹿児島市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(以下「条例」という。)

＞鹿児島市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例(以下「予防条例」という。)

点検項目及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法、その他
		適	不適	
I 定義及び基本方針				
1. 定義 法第8条第4項	「訪問看護」とは、居宅要介護者(主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認めたものに限る。)について、その者の居宅において看護師その他厚生労働省令で定める者により行われる療養上の世話又は必要な診療の補助をいう。			
法第8条の2第3項	「介護予防訪問看護」とは、居宅要支援者(主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認めたものに限る。)について、その者の居宅において、その介護予防を目的として、看護師その他厚生労働省令で定める者により、厚生労働省令で定める期間にわたり行われる療養上の世話又は必要な診療の補助をいう。			
2. 一般原則 条例第3条 予防条例第3条	(1)利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。	□	□	
	(2)事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他の居宅(介護予防)サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。	□	□	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
2. 一般原則 条例第3条 予防条例第3条	(3)利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(4)サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(5)申請者は、法人とする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
3. 基本方針 条例第63条	指定居宅サービスに該当する訪問看護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
予防条例第63条	指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問看護の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

II 人員に関する基準

1. 看護師等の員数 条例第64条 予防条例第64条	(1)指定訪問看護事業所ごとに置くべき看護師その他の指定訪問看護の提供に当たる従業者(以下「看護師等」という。)の員数は、次に掲げる指定訪問看護事業所の種類の区分に応じて、次に定めたとおり配置していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	①病院又は診療所以外の指定訪問看護事業所(以下「指定訪問看護ステーション」という。) ア. 保健師、看護師又は准看護師(以下「看護職員」という。) ⇒常勤換算方法で、2.5以上となる員数 ➢常勤換算方法 総従業者の1週間の勤務延時間数÷事業所で定めている常勤の従業者が1週間に勤務すべき時間数(32時間を下回る場合は32時間を基本とする) ・勤務延時間数には、サービスの提供、準備、待機時間、出張所等の勤務延時間数を含む。 ・常勤とは、従業者が勤務すべき時間数(32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)に達していることをいう。 なお、併設事業所の職務で同時並行的に行われることが差し支えない場合は、それぞれの勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば常勤の要件を満たす。 →()÷()=() (例)(4週 計520h)÷(週40h×4週=160h)=(3.25→3.2人) イ. 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 ⇒指定訪問看護ステーションの実情に応じた適当数 ➢理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、実情に応じた適当数の配置とされており、配置しないことも可能。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	②病院又は診療所である指定訪問看護事業所(以下「指定訪問看護を担当する医療機関」という。) ⇒指定訪問看護の提供に当たる看護職員を適当数	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
1. 看護師等の員数 条例第64条 予防条例第64条	(2)(1)の①の看護職員のうち1人は、常勤の者ですか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3)指定訪問看護事業者が指定介護予防訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定介護予防訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等条例第64条第1項及び第2項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、(1)、(2)に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(4)指定訪問看護事業者が指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定地域密着型サービス条例第6条第1項第4号アに規定する人員に関する基準を満たすとき(5)の規定により(1)の①ア及び②に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。)は、当該指定訪問看護事業者は、(1)の①のア及び②に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(5)指定訪問看護事業者が指定複合型サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定看護小規模多機能型居宅介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定地域密着型サービス条例第191条第4項に規定する人員に関する基準を満たすとき(4)の規定により(1)の①のア及び②に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。)は、当該指定訪問看護事業者は、(1)の①のア及び②に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
2. 管理者 条例第65条 予防条例第65条	<p>(1)事業者は、指定訪問看護ステーションごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いていますか。ただし、以下の場合であって、当該指定訪問看護ステーションの管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができます。</p> <p>①当該指定訪問看護ステーションの看護職員としての職務に従事する場合</p> <p>②当該指定訪問看護ステーションが健康保険法による指定を受けた訪問看護ステーションである場合に、当該訪問看護ステーションの管理者又は看護職員としての職務に従事する場合</p> <p>③同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合</p> <p>➤管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される入所施設における看護業務(管理業務を含む。)と兼務する場合(施設における勤務時間が極めて限られている場合を除く。)、事故発生時等の緊急時において管理者自身が速やかに当該指定訪問看護ステーション又は利用者へのサービス提供の現場に駆け付けることができない体制となっている場合などは、管理者の業務に支障があると考えられる。</p> <p>・兼務の有無 (有 ・ 無)</p> <p>・当該事業所内で他職務と兼務している場合はその職種名 ()</p> <p>・他の事業所の職務を兼務している場合は、その事業所名、職務名及び兼務事業所における1週間当たりの勤務時間数 事業所名() 職務名 () 勤務時間()</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
2. 管理者 条例第65条 予防条例第65条	(2) 指定訪問看護ステーションの管理者は、保健師又は看護師ですか。 ▶ 管理者の長期間の傷病又は出張等のやむを得ない理由がある場合には、老人の福祉の向上に関し相当の知識、経験及び熱意を有し、過去の経験等を勘案して指定訪問看護ステーションの管理者としてふさわしいと市長に認められた者であれば、管理者として保健師及び看護師以外の者をあてることができるものとする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3) 指定訪問看護ステーションの管理者は、医療機関における看護、訪問看護又は訪問指導の業務に従事した経験のある者ですか。 ▶ 指定訪問看護ステーションの管理者は、適切な指定訪問看護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。 ▶ 管理者としての資質を確保するために関連機関が提供する研修等を受講していることが望ましい。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
Ⅲ 設備に関する基準				
設備等 条例第66条 予防条例第66条	(1) 指定訪問看護ステーションには、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の事務室を設けるほか、指定訪問看護の提供に必要な設備、備品等を備えていますか。 ただし、当該指定訪問看護ステーションの同一敷地内に他の事業所、施設等がある場合は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けることで足りるものとする。 ▶ 必要な設備及び備品を備え、特に手指を洗浄する感染症予防に必要な設備等に配慮しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) 指定訪問看護を担当する医療機関は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専ら指定訪問看護の事業の用に供する区画を確保するとともに、指定訪問看護の提供に必要な設備、備品等を備えていますか。 ▶ 医療機関の場合、設備及び備品等は、病院又は診療所に備え付けられたものを使用することができる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3) 指定訪問看護事業者が指定介護予防訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定介護予防訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等条例第66条第1項又は第2項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、(1)又は(2)に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
Ⅳ 運営に関する基準				
1. 内容及び手続の説明及び同意 条例第78条準用条例第8条 予防条例第74条準用予防条例第50条の2	(1) 事業者は、サービスの提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、看護師等の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行っていますか。 ▶ 重要事項の主な内容 ・運営規程の概要 ・看護師等の勤務の体制 ・利用料(保険給付対象外の費用も含む) ・事故発生時の対応 ・苦情処理の体制	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) 当該事業所からサービスの提供を受けることについて、利用申込者の同意を得ていますか。 ▶ 利用者の同意は、書面での確認が望ましい。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
2. 提供拒否の禁止 条例第78条準用条例第9条 予防条例第74条準用予防条例第50条の3	事業者は、正当な理由なくサービスの提供を拒んだことはありませんか。 →事例(有・無) ▶ 正当な理由 ①事業所の現員から応じきれない場合 ②申込者の居住地が通常の事業の実施地域外である場合 ③その他利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難と判断した場合	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
3. サービス提供困難時の対応 条例第67条 予防条例第67条	事業者は、利用申込者の病状、当該事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、自ら適切なサービスを提供することが困難であると認められた場合は、主治の医師及び居宅介護支援事業者への連絡を行い、適当な他の指定訪問看護事業者等を紹介する等の必要な措置を速やかに講じていますか。 ▶ 主治医や居宅介護支援事業者への連絡を行っているか。また、事前に近隣の事業所等の情報を収集するなど問題発生時に必要な措置を速やかに講じるための準備をしているか。 →事例(有・無)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
4. 受給資格等の確認 条例第78条準用条例第11条 予防条例第74条準用予防条例第50条の5	(1)事業者は、サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめていますか。 ▶ 診療録等に被保険者番号・要介護状態区分・有効期間等を記載していることが望ましい。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2)事業者は、(1)の被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定訪問介護を提供するように努めていますか。 ▶ 認定審査会意見とは、サービスの適正かつ有効な利用等に関し当該被保険者が留意すべき事項。 →事例(有・無)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
5. 要支援・要介護認定の申請に係る援助 条例第78条準用条例第12条 予防条例第74条準用予防条例第50条の6	(1)事業者は、サービスの提供の開始に際し、要支援・要介護認定を受けていない利用申込者については、要支援・要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。 ・利用申込者が要介護認定又は要支援認定を受けていない場合は、既に要支援・要介護認定の申請をしているかを確認しているか。 ・認定の申請日は、市が申請書を受理した日とされており緊急のサービス提供の場合等は、十分に市と連携をとっているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2)事業者は、居宅介護支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援・要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援・要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
6. 心身の状況、病歴等の把握 条例第78条準用条例第13条 予防条例第74条準用予防条例第50条の7	事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、病歴、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。 ▶ 開催状況や事業所の出席状況は適切か。開催されていない場合は、それに代わる対応を講じているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
7. 介護予防支援者等・居宅介護支援事業者等との連携 条例第68条 予防条例第68条	(1)事業者は、サービスを提供するに当たっては、居宅介護支援事業者等との密接な連携に努めていますか。 ・連携の手法として、サービス担当者会議での情報提供等が考えられる。 ・介護支援専門員から専門的な意見を求められた場合の対応は適切に行われているか。 ・サービス担当者会議に出席できない場合、居宅介護支援事業者から書面で照会(依頼)があれば書面で応じているか。 (2)事業者は、サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び居宅介護支援事業者に対する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
8. 決定代理受領サービスの提供を受けるための援助 条例第78条準用条例第15条	事業者は、サービスの提供の開始に際し、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市に対して届け出ること等により、指定訪問介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明し、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っていますか。 >サービス計画が作成されていないと償還払いとなるが、利用者は全額利用料を支払う必要があるため、現物給付ができるよう必要な援助を行うことが必要。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
8-2. 介護予防サービス費の支給を受けるための援助 予防条例第74条準用予防条例第50条の9	事業者は、指定介護予防訪問看護の提供の開始に際し、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市に対して届け出ること等により、介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明し、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
9. 介護予防サービス計画・居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 条例第78条準用条例第16条 予防条例第74条準用予防条例第50条の10	事業者は、(介護予防サービス計画)居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供していますか。 >介護支援事業者からのサービス提供票の活用は適正に行われ、訪問看護計画の作成に当たっては、サービス計画の課題・目標に沿っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
10. 介護予防サービス計画等・居宅サービス計画等の変更の援助 条例第78条準用条例第17条 予防条例第74条準用予防条例第50条の11	事業者は、利用者が(介護予防サービス計画)居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る(介護予防支援事業者)居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っていますか。 ・事業者からの変更の必要性の説明に対し、利用者が同意する場合も含まれる。 ・法定代理受領サービスとして提供するためには、支給限度額の範囲内でサービス計画を変更する必要がある旨の説明を利用者に行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
11. 身分を証する書類の携行 条例第78条準用条例第18条 予防条例第74条準用予防条例第50条の12	事業者は、看護師等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導していますか。 >身分証の様式は任意の様式となるが、看護師等の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましい。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
12. サービスの提供 の記録 条例第78条準用条 例第19条 予防条例第74条準 用予防条例第50条 の13	(1)事業者は、サービスを提供した際は、当該サービスの提供日及び内容、当該サービスについて利用者に代わって支払を受ける(介護予防サービス費)居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の(介護予防サービス計画)居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載していますか。 ・利用者及び事業者が、その時点での支給限度額の残額やサービスの利用状況を把握するために行うものとなっているか。 ・利用者が所持する書面(例えば、サービス利用票)への記録が想定されるが、これに代わる記録票等でもよい。 ・「その他適切な方法」→利用者の用意する手帳等に記載するなどの方法。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2)事業者は、サービスを提供した際は、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合は、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
13. 利用料等の受領 条例第69条 予防条例第69条	(1)事業者は、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際は、その利用者から利用料の一部として、当該サービスに係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問看護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けていますか。 ➤利用者負担額(介護保険負担割合証に定める割合の額)の支払いを受けているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2)事業者は、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及びサービスに係る居宅介護サービス費用基準額と、健康保険法に規定する療養の給付若しくは指定訪問看護又は高齢者の医療の確保に関する法律に規定する療養の給付若しくは指定訪問看護に要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしていますか。 ➤費用の全額(10割相当額)の支払いを受けているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3)事業者は、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅においてサービスを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けていますか。 ➤通常の事業の実施地域以外の地域において提供し、それに要した交通費を徴収する場合は、あいまいな名目による費用の徴収を認めないことから運営規程等に明示されることが必要。 →交通費の額の支払の受領(有・無)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(4)事業者は、(3)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。 ➤運営規程等説明を行う書面は、利用者によりわかりやすく内容が適当か。また、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
14. 保険給付の請求 のための証明書の交 付 条例第78条準用条 例第21条 予防条例第74条準 用予防条例第51条 の2	事業者は、法定代理受領サービスに該当しないサービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付していますか。 ・償還払いの場合、市への保険給付の請求を容易に行えるよう、サービス提供証明書を交付しているか。 ・様式は、基本的には介護給付費明細書と同じで記載不要の欄は網掛け等の処理が望ましい。 →事例:(有・無)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
15. 指定訪問看護の 基本取扱方針 条例第70条	(1)指定訪問看護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2)事業者は、自らその提供する指定訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。 >目標達成の度合い、効果等の評価を行い、訪問看護計画の修正を行い改善を図る等に努めること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
15-2. 指定介護予防訪問看護の基本取扱方針 予防条例第75条	(1)サービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2)事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3)事業者は、サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(4)事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(5)事業者は、サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者がその有する能力を最大限活用することができるよう適切な働きかけに努めていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
16. 指定訪問看護の 具体的取扱方針 条例第71条	看護師等の行う指定訪問看護の方針は、次に掲げるところによるものとなっていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	①サービスの提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び訪問看護計画書に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行っていますか。 >利用者の心身の状態を踏まえて、妥当適切に行い、生活の質の確保を図るよう主治医との密接な連携のもとに訪問看護計画に沿って行うこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	②サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	③サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていませんか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	④③の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。 ※緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくことが必要である。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
16. 指定訪問看護の 具体的取扱方針 条例第71条	⑤サービスの提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって、これを行っていますか。 ➤看護技術の進歩に対応した適切なサービスが提供できるよう、常に新しい技術を修得する等、研鑽を行うべきであることに留意する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	⑥サービスの提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況、病歴及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行っていますか。 ➤利用者の健康状態と経過、看護の目標や内容、具体的な方法その他療養上必要な事項につき、利用者及びその家族に理解しやすい指導や説明を行い、利用者や家族の反応等を記録することが望ましい。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	⑦特殊な看護等を行っていませんか。 ➤医学の立場を堅持し、広く一般に認められていない看護等については行ってはならない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
16-2. 指定介護予防訪問看護の具体的 取扱方針 予防条例第76条	看護師等の行う指定介護予防訪問看護の方針は、次に掲げるところによるものとなっていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	①サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	②看護師等(准看護師を除く)は、(1)に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防訪問看護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防訪問看護計画書を作成し、主治の医師に提出していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	③介護予防訪問看護計画の作成に当たっては、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	④看護師等は、介護予防訪問看護計画の作成に当たっては、その主要な事項について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	⑤看護師等は、介護予防訪問看護計画を作成した際は、当該介護予防訪問看護計画を利用者に交付していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	⑥サービスの提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び介護予防訪問看護計画書に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	⑦サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	⑧サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていませんか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
16-2. 指定介護予防訪問看護の具体的な取扱方針 予防条例第76条	⑨⑧の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	⑩サービスの提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	⑪特殊な看護等については、これを行っていませんか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	⑫看護師等は、介護予防訪問看護計画に基づくサービスの提供の開始時から、当該計画書に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該計画書の実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)を行っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	⑬看護師等は、モニタリングの結果も踏まえつつ、訪問日、提供した看護内容等を記載した介護予防訪問看護報告書を作成し、当該報告書の内容について、当該指定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該報告書について主治の医師に定期的に提出していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	⑭管理者は、介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	⑮看護師等は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて計画の変更を行い、変更後の当該計画を主治の医師に提出していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	⑯介護予防訪問看護計画の変更については、①から⑭までの規定に準じて行われていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
⑰当該事業所が、指定介護予防訪問看護を担当する医療機関である場合には、②から⑥まで、⑨及び⑫から⑯の規定にかかわらず、介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書の作成及び提出は、診療録その他の診療に関する記録(診療記録)への記載をもって代えることができる。				
17. 主治の医師との関係 条例第72条 予防条例第77条	(1)事業所の管理者は、主治の医師の指示に基づき適切なサービスが行われるよう必要な管理を行っていますか。 ➢ サービスの提供に当たり、看護師等が単独で行うことに十分留意し、慎重な状況判断等が要求されることを踏まえ、管理者は主治医との連絡調整、看護師等の監督等必要な管理を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2)事業者は、サービスの提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けていますか。 ➢ 主治医 ⇒ 利用申込者の選定により加療している医師をいい、主治医以外の複数の医師から指示書の交付を受けることはできない。 ➢ 訪問看護指示の有効期間について ・訪問看護ステーションは、指示書の有効期間。 ・医療機関は、指示を行う医師の診療日から1月以内とし、別の医療機関の医師から診療情報提供を受けた場合は、情報提供を行った医師による情報提供の基礎となる診療の日から1月以内とする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3)事業者は、主治の医師に訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、指定訪問看護の提供に当たって主治の医師との密接な連携を図っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
17. 主治の医師との 関係 条例第72条 予防条例第77条	(4)当該事業所がサービスを担当する医療機関である場合にあっては、(2)、(3)の規定にかかわらず、(2)の主治の医師の文書による指示並びに(3)の訪問看護計画書及び訪問看護報告書の提出は、診療録その他の診療に関する記録(以下「診療記録」という。)への記載をもって代えることができる。			
18. 訪問看護計画書 及び訪問看護報告書 の作成 条例第73条	(1)看護師等(准看護師を除く。以下この条において同じ。)は、利用者の希望、主治の医師の指示及び心身の状況、病歴等を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問看護計画書を作成していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2)看護師等は、既に居宅サービス計画等が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って訪問看護計画書を作成していますか。 ➢ 訪問看護計画書には、利用者の希望及び心身の状況、主治医の指示等を踏まえて、看護目標、具体的なサービス内容等が記載されているか。 ➢ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士がサービスを提供している利用者については、訪問看護計画書及び訪問看護報告書は、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が提供する内容についても、一体的に含むものとし、看護職員(准看護師を除く。)と理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が連携し作成されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3)看護師等は、訪問看護計画書の作成に当たっては、その主要な事項について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。 ➢ 利用者や家族に理解しやすい説明を行い、説明を行った時の様子や反応が記載されているか。 ➢ 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士によるサービスについては、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりに訪問させるものであることを説明しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(4)看護師等は、訪問看護計画書を作成した際は、当該訪問看護計画書を利用者に交付していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(5)看護師等は、訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成していますか。(ここに規定する報告書は、訪問の都度記載する記録とは異なり、主治医に定期的に提出するものをいう。) ➢ 主治医との連携を図り、適切なサービスを提供するため訪問看護計画書及び訪問看護報告書を定期的に主治医に提出しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(6)管理者は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(7)当該事業所がサービスを担当する医療機関である場合にあっては、主治の医師の文書による指示並びに(6)の訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成は、診療録その他の診療に関する記録への記載をもって代えることができる。			
19. 同居家族に対する訪問看護の禁止 条例第74条 予防条例第70条	事業者は、看護師等にその同居の家族である利用者に対するサービスの提供をさせていませんか。 ➢ サービスを提供する看護師等と利用者が、同居の家族であるケースがないか。 → 従業者の同居家族(利用者) (有・無)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
20. 利用者に関する市への通知 条例第78条準用条例第26条 予防条例第74条準用予防条例第51条の3	事業者は、サービスを受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知していますか。 (1) 正当な理由なく指定訪問介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援・要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 (2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
21. 緊急時等の対応 条例第75条 予防条例第71条	看護師等は、現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合は、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師への連絡を行い指示を求める等の必要な措置を講じていますか。 ・緊急時の主治医等への連絡体制、連絡方法が整備されているか。 ・緊急時に円滑な協力を得るため、事前に利用者の主治医から必要な情報を得ているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
22. 管理者の責務 条例第78条準用条例第55条 予防条例第74条準用予防条例第53条	(1) 事業所の管理者は、事業所の従業員の管理及びサービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。 >他の業務を兼務する場合、管理すべき事業所数が過剰であると判断されるなど事業所の管理業務に支障はないか。 (2) 事業所の管理者は、当該事業所の従業者に運営基準を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
23. 運営規程 条例第76条 予防条例第72条	事業者は、指定訪問看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(運営規程)を定めていますか。 (1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 従業員の職種、員数及び職務の内容 (3) 営業日及び営業時間 (4) 指定訪問看護の内容及び利用料その他の費用の額 (5) 通常の事業の実施地域 (6) 緊急時等における対応方法 (7) 虐待の防止のための措置に関する事項 (8) その他運営に関する重要事項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
24. 勤務体制の確保等 条例第78条準用条例第31条 予防条例第72条の2	(1) 事業者は、利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに、看護師等の勤務体制を定めていますか。 ・利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに看護師等の勤務体制(日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等)を定めているか。 ・管理者等が他の事業所と兼務する場合、それぞれの勤務状況がわかるものとなっているか。 (2) 事業者は、事業所ごとに、当該事業所の看護師等によってサービスを提供していますか。 >雇用契約その他契約により、管理者の指揮命令が従業者に対して及ぶ者であるか。 (3) 事業者は、看護師等の資質の向上のために、その研修の機会を確保していますか。 ・事業所の外部で開催される研修については情報の取得、従業者への周知に努め、内部で開催する研修については、計画的に実施することが望ましい。 ・運営規程等に研修等の機会を計画的に設ける旨を明示し、内部研修や外部研修会に参加させているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
24. 勤務体制の確保等 条例第78条準用条例第31条 予防条例第72条の2	(4)適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
25. 業務継続計画の策定等 条例第78条準用条例第31条の2 予防条例第74条準用予防条例第54条の2の2	(1)感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施し、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じていますか。 ※感染症に係る業務継続計画並びに感染症の予防及びまん延の防止のための指針については、それぞれに対応する項目を適切に設定している場合には、一体的に策定することとして差し支えない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) 看護師等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的(年1回以上)に実施していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
26. 衛生管理等 条例第78条準用条例第32条 予防条例第74条準用予防条例第54条の3	(1)事業者は、看護師等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っていますか。 ・看護師等が感染源となることを予防し、また、看護師等を感染の危険から守るための対策を講じているか。 ・看護師等に、定期的な健診等を受診させているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2)事業者は、事業所の設備、備品等について、衛生的な管理に努めていますか。 ➢指を洗淨するための感染予防に必要な設備等(消毒器等)を設置し、訪問時には看護師等に携帯用の消毒液等を持たせるなど適正な対策を講じているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じていますか。 ①当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができる。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図ること。 ➢同一事業所内での複数担当(※)の兼務や他の事業所・施設等との担当(※)の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、利用者や事業所の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任すること。 (※)身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者(看護師が望ましい)、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者 ➢感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。 ②当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 ③当該事業所において、看護師等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
27. 掲示 条例第78条準用条例第33条 予防条例第74条準用予防条例第54条の4	<p>事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、看護師等の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要事項を事業所の見やすい場所に掲示しているか。 ・掲示内容が実際のサービス内容と一致しているか。 ・重要事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができる。 ・原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。 (令和7年4月1日から施行) <p>※ウェブサイトとは、法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システムのことをいう。</p> <p>※介護保険法施行規則第140条の44各号に掲げる基準に該当する指定訪問介護事業所については、介護サービス情報制度における報告義務の対象ではないことから、ウェブサイトへの掲載は行うことが望ましい。</p> <p>(介護保険法施行規則第140条の44各号に掲げる基準に該当する指定訪問介護事業所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第140条の48第1号の計画の基準日前の1年間において、提供を行った介護サービスに係る居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、居宅介護福祉用具購入費、居宅介護サービス計画費、施設介護サービス費、介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費又は介護予防福祉用具購入費の支給の対象となるサービスの対価をして支払いを受けた金額が百万円以下であるもの ・災害その他都道府県知事に対し報告を行うことができないことにつき正当な理由があるもの 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
28. 秘密保持等 条例第78条準用条例第34条 予防条例第74条準用予防条例第54条の5	<p>(1)事業者の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていませんか。</p> <p>➢ 研修等の機会を利用して周知徹底するなどの対策を講じているか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>(2)事業者は、当該事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。</p> <p>➢ 従業者との雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めをおくなどの対策を講じているか。(誓約書や就業規則)</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>(3)事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。</p> <p>➢ 個人情報を用いる場合は、利用者(家族)に適切な説明(利用の目的、配布される範囲等)がされ、文書による同意を得ているか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
29. 広告 条例第78条準用条例第35条 予防条例第74条準用予防条例第54条の6	<p>事業者は、事業所について広告をする場合は、その内容を虚偽又は誇大なものとしていませんか。</p> <p>➢ 広告に、紛らわしい表現が使用されていないか。また、内容が事業概要や運営規程と異なる点はないか。運営規程に記載されていない保険給付対象外の利用料を掲載していないか。</p> <p>パンフレット(有・無) ホームページ(有・無) 介護サービス情報公表システムへの掲載(年 月 日)</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
30. 介護予防支援事業者・居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 条例第78条準用条例第36条 予防条例第74条準用予防条例第54条の7	<p>事業者は、介護予防支援事業者・居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることとの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
31. 苦情処理 条例第78条準用条例第37条 予防条例第74条準用予防条例第54条の8	(1)事業者は、提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。 →苦情の窓口の設置(有・無)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2)事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3)事業者は、提供したサービスに関し、法第23条の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。 →事例:(有・無)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(4)事業者は、市からの求めがあった場合は、(3)の改善の内容を市に報告していますか。 →事例:(有・無)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(5)事業者は、提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、連合会から同号の指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。 →事例:(有・無)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(6)事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合は、(5)の改善の内容を連合会に報告していますか。 →事例:(有・無)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
32. 地域との連携等 条例第78条準用条例第38条 予防条例第74条準用予防条例第54条の9	(1)事業者は、その事業の運営に当たっては、提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めていますか。 「市が実施する事業」 → 介護相談員派遣事業、老人クラブ、婦人会、その他の非営利団体、住民の協力を得て行う事業が含まれる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2)事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービスの提供を行うよう努めていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
33. 事故発生時の対応 条例第78条準用条例第39条 予防条例第74条準用予防条例第54条の10	(1)事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る(介護予防支援事業者等)居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。 ➤事故が発生した場合の対応方法について、あらかじめ定めておくことが望ましい。 →事故事例(有・無) →事故対応マニュアル等(有・無)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2)事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。 → 事故の記録(有・無) → 有の場合、市への報告(有・無) → 従業者への周知(有・無) → 周知の方法()	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
33. 事故発生時の対応 条例第78条準用条例第39条 予防条例第74条準用予防条例第54条の10	(3)事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。 ➤賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましい。 → 損害賠償保険への加入 (有 ・ 無)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
34. 虐待の防止 条例第78条準用条例第39条の2 予防条例第74条準用第54条の10の2	事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じていますか。 ①事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができる。)を定期的に開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図ること。 ②事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。 ③事業所において、看護師等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。 ④①から③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
35. 会計の区分 条例第78条準用条例第40条 予防条例第74条準用予防条例第54条の11	事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問看護の事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
36. 記録の整備 条例第77条 予防条例第73条	(1)事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。 (2)事業者は、利用者に対するサービスの提供に関する次の記録を整備し、その完結の日から5年間保存していますか。 ①主治の医師による指示の文書 ②(介護予防)訪問看護計画書 ③(介護予防)訪問看護報告書 ④提供した具体的なサービスの内容等の記録 ⑤身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ⑥利用者に関する市への通知に係る記録 ⑦苦情の内容等の記録 ⑧事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
37. 電磁的記録等 条例第276条 予防条例第266条	1 指定居宅(介護予防)サービス事業者及び指定居宅(介護予防)サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するものうち、条例の規定において書面(被保険者証に関するものを除く。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。 2 指定居宅(介護予防)サービス事業者及び指定居宅(介護予防)サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法によることができる。			
V 変更の届出等				
介護保険法第75条 介護保険法第115条の5	当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該事業を再開したときは、10日以内に、事業を廃止し又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を市に届け出ていますか。 ①事業所の名称及び所在地 ②代表者の氏名、生年月日、住所及び職名(法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときは、開設者の氏名、生年月日、住所及び職名) ③登記事項証明書又は条例等 ④事業所の平面図 ⑤管理者の氏名、生年月日及び住所並びに免許証の写し ⑥運営規程 ⑦事業に係る居宅介護サービス費の請求に関する事項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	